

要 望 項 目	地方創生に取り組むための財源措置について（新規）		
要 望 先	国	内閣府、総務省、こども家庭庁	
	県	交通・地域社会部（地域交通・連携課）、こども家庭部（こどもみらい課）	
	その他		
関 係 法 令		事業主体	国、青森県、青森市

要 望 事 項 の 内 容	
昨今の国際的な原材料価格の上昇などの影響によるエネルギー・食料品等の価格高騰が続いていることに加え、急激な円安の進展などにより物価高騰の影響が継続しております。その中で、地域住民や事業者、自治体の経済・財政的負担は日々重くのしかかっており、引き続き、地域経済の再生に向けた具体的施策を迅速かつ強力に実施することが必要となっております。また、一方では激甚化・頻発化する自然災害への対応や非婚化・晩産化の進展や合計特殊出生率の低下などによる自然減及び進学や就職などを契機に若年層が市外に流出する社会減による人口減少社会への対応など、地方創生に関する諸課題への対応が急務となっております。 本市では、これまで「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しながら、市民生活におけるエネルギー価格・物価高騰対策や、中小企業における燃料・原材料等価格高騰対策、地域公共交通・地域観光業等における燃料費対策等の地域の実情に応じたきめ細かな対策を講じてきたところであります。 また、子育て世代が安心して妊娠・出産・子育てできる環境をつくるため、これまで様々な少子化対策としての子育て支援に取り組んできたところであり、更に今年度は、小・中学校給食費の全額公費負担を継続実施するほか、今年度、県において創設した「青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金」を活用し、子ども医療費助成を所得制限なしで高校生まで無償化することや2歳児クラスの保育料等の全額公費負担、小・中学校の修学旅行費の一部支援などを実施することとしており、今後においても、健康でやさしい暮らし創りを目指し、未来を担う子どもたちと子育て世代を応援する「子育て先進都市 青森市」の実現に向け取り組んでいくこととしております。 このほか、本年1月に発生した能登半島地震をはじめとした、異常気象や自然災害が近年において多発しており、防災・減災対策の重要性が高まっております。特に自治体においては、災害時に市民の生命と健康を守る責務を果たすため防災基盤の整備や避難所の機能強化が不可欠となっております。 東日本大震災を受けて事業が開始された緊急防災・減災事業債は、充当率 100%、交付税算入率 70%と財源手当が厚く、地方公共団体が単独で実施する防災・減災対策の推進に寄与していますが、令和7年度をもって終了となっております。 また、自治体による自主的かつ自立的な取組により地域経済の活性化や地域における雇用機会の創出等を推進する「企業版ふるさと納税」は、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金・人の流れを高める必要がある中で、令和6年度をもって税額控除の特例措置が終了となっております。 地方創生を必要とする根底には、人口減少・少子高齢化により地域の活力が減衰して持続可能性を失い、地域の集合体である国全体もいずれ衰退の危機に直面するという深刻な問題であり、地方の財政力だけで実施していくことは困難な課題であります。 以上を踏まえ、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。 1. 原油価格・物価高騰の影響を受ける生活者や事業者等に対する支援を継続・拡充できるよう、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の令和6年度における追加の財政措置及び令和7年度における同交付金の継続に対する国への働きかけ 2. 「青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金」の令和7年度以降の継続及び交付金上限額については、物価高騰等による各市町村の給食費の増額に配慮した給食費平均単価により算定すること 3. 「緊急防災・減災事業債」の令和8年度以降における継続に対する国への働きかけ 4. 地方創生の更なる充実・強化に向け、「企業版ふるさと納税」の税額控除の特例措置について令和7年度以降も継続することに対する国への働きかけ	

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
令和5年11月29日	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱施行（国）
令和6年5月9日	令和6年度青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金交付要綱施行（県）
令和2年4月1日	「地域再生計画」を作成し、「企業版ふるさと納税」の寄附を受付開始
担 当 部 署 名 青森市 企画部企画調整課	

要 望 項 目	浅虫夏泊県立自然公園活用の促進について（新規）		
要 望 先	国		
	県	環境エネルギー部(自然保護課)・東青地域県民局地域整備部（河川砂防施設課・道路施設課）	
	その他		
関 係 法 令	・青森県立自然公園条例 ほか		事業主体 青森県 青森市 平内町

要 望 事 項 の 内 容
浅虫夏泊県立自然公園は、青森市久栗坂・浅虫から平内町浅所にかけての陸奥湾に突き出た夏泊半島の海岸周辺を区域として、昭和28年6月に県立自然公園に指定され、昭和57年3月に公園計画が決定されました。公園の区域は、岬と湾が連続する入り組んだ地形に海崖地や岩礁地、浜などを配し、湯の島、茂浦島、鷗島、大島などが浮かぶ、変化に富んだ海岸風景が見られるとともに、国の特別天然記念物である「小湊のハクチョウおよびその渡来地」として有名な浅所海岸、国の天然記念物「ツバキ自生北限地帯」である椿山といった自然文化財も有しています。 特に椿山は夏の海水浴場での賑わいはもとより、キャンプ利用者も多く訪れる町の重要な観光・レジャースポットであり、夏泊半島の海岸線は県道9号夏泊公園線が整備されて、風光明媚な海岸線をドライブできるほか、近年は自転車愛好家が訪れるサイクリングロードとしても注目を集めております。 しかしながら、昭和62年度に完工された椿山海水浴場は、砂が波により丘に寄せられ、当初あったブロックが砂に覆われ、かつての様子から様変わりしており、来場者がより利用しやすい環境整備が求められています。 国では、インバウンド需要が急速に回復する中、「国立公園の美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光」を推進することとして、令和5年8月に先端モデル事業として十和田八幡平国立公園十和田湖地域を選定し、基本構想の検討に着手しております。 つきましては、浅虫夏泊県立自然公園の公園計画の中に利用施設計画として、園地、野営場を整備するとの整備方針が示されていることから、高付加価値観光の推進と県民の保健、休養及び教化に資する自然公園の魅力向上を図るための環境整備について要望いたします。 1. 利用施設計画(単独施設・車道)整備の促進 2. 椿山海水浴場の再整備(養浜砂浚渫工事) 3. 県道9号夏泊公園線サイクリングロードの整備

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
・公園区域 昭和28年6月10日	青森県告示第486号
・公園計画 昭和57年3月30日	青森県告示第243号
・公園計画の変更 平成28年3月30日	青森県告示第232号
・東田沢海岸環境整備事業(椿山海水浴場)	昭和48年着工、昭和62年度完工
・小湊のハクチョウおよびその渡来地	天然記念物指定 大正11年3月 特別天然記念物指定 昭和27年3月
・ツバキ自生北限地帯	天然記念物指定 大正11年10月

	担 当 部 署 名	平内町 水産商工観光課
--	-----------	-------------

1. 利用施設計画(単独施設・車道)整備の促進

【利用施設計画(公園計画変更書抜粋)】

・単独施設

番号	種類	位置	整備方針
1	園地	平内町(大島)	大島周辺の探勝及びレクリエーションの拠点として整備する。
2	野営場	平内町(大島)	大島周辺を探勝するため滞在拠点として整備する。
3	園地	平内町(椿山)	椿山の自然探勝及び海水浴等のレクリエーションの拠点として整備する。
4	野営場	平内町(椿山)	椿山周辺を探勝するための滞在拠点として整備する。
5	園地	平内町(浅所)	野鳥の生息環境の維持に配慮しながら、自然観察と周辺地域を探勝するための園地として整備する。

・車道

夏泊公園線	夏泊半島の海岸風景の鑑賞をはじめとする公園の利用促進を図るための車道として整備する。
-------	--

2. 椿山海水浴場の再整備(養浜砂浚渫工事)

写真で示すとおり、砂が波により丘に寄せられて、ブロックが隠れている。

- ・以前の養浜砂の状況



- ・現在の養浜砂の状況



3. 県道9号夏泊公園線サイクリングロードの整備

サイクリングロードとして自転車愛好家の注目を集めているが、車幅が狭いことで、事故につながる恐れがある。



要望項目	県道 14 号線 主要地方道今別蟹田線(平坦化整備)早期着工について(継続)		
要望先	国		
	県	県土整備部(道路課)	
	その他		
関係法令	道路法、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	事業主体	青森県

要望事項の内容
主要地方道今別蟹田線(県道 14 号)は、青森市や西北五地域への生活道路として物資や人的交流など地域住民の生活を支える最重要路線です。平成 28 年 3 月には北海道新幹線奥津軽いまべつ駅が開業したことにより、津軽半島への観光ルートや二次交通での利用なども増加しております。また、津軽線の蟹田～三厩間は今後自動車交通へ転換するため、峠の平坦化整備は自動車交通の安全と定時制を確保する上で、とても重要なものとなります。さらに、災害対応の観点からも本路線の充実・強化は、ここに暮らす住民の生命や生活を守るために必要不可欠であるとともに、災害時避難駅指定の奥津軽いまべつ駅などでの多様な対応に必要な重要な路線でもあります。 しかし、現状は急勾配でカーブが続く難所区間となっており、特に冬期間は散水消雪施設による路面凍結の解消が不十分な状況であり、豪雪低温時には路面凍結や残雪による車両事故が多発していることから、地域住民の不安解消のためにも安心・安全な道路を、平坦化計画をふまえた新設ルートでの早期着工が必要であります。 1. 主要地方道今別蟹田線(県道 14 号)の平坦化計画を踏まえた新設ルートでの早期着工

現在までの主な経緯・参考事項
○要望活動 平成 5 年 5 月 建設省により県道今別蟹田線が主要地方道今別蟹田線に指定 平成 26 年 12 月 青森県知事要望実施 令和 2 年 1 月 青森県県土整備部長要望実施 令和 3 年 10 月 青森県県土整備部長要望実施 令和 4 年 9 月 青森県県土整備部長要望実施 令和 6 年 1 月 青森県県土整備部長要望実施
担当部署名 今別町 産業建設課

県道 14 号線 主要地方道今別蟹田線（平坦化整備）早期着工について



要望項目	今別海岸 今別町山崎地区護岸補修及び急傾斜地法面保護工について（新規）		
要望先	国		
	県	県土整備部（河川砂防課）	
	その他		
関係法令	海岸法	事業主体	青森県

要 望 事 項 の 内 容
当該要望箇所であります今別町山崎地区は、民家裏の広範囲が急傾斜地危険区域となっております。同箇所では波による崖崩れの助長や誘発対策のため、消波ブロックや護岸ブロックが整備されておりますが、ブロックの老朽化や破損による水没、波による浸食も多く、機能が著しく低下している状況となっていることから、消波ブロックの追加設置、設置区間の延長及び護岸工が必須であると考えます。 また、令和４年８月の大雨災害により民家裏の法面に崩落箇所が多く確認されており、今後も降雨が多くなると全ての法面で崩落が発生する可能性があり、危険な状況となっております。 地域住民の安全安心の確保のためにも、当該要望箇所につきましては、喫緊の整備・対策が必要であります。 以上のことから、下記２点について要望するものです。 １．今別海岸、今別町大字山崎地区の護岸補修及び消波ブロックの追加設置の早期実施 ２．今別海岸、今別町大字山崎地区急傾斜地法面保護工の早期実施

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項
○要望活動 令和３年度 県単独事業要望 令和４年度 県単独事業要望 令和５年度 県単独事業要望
担当部署名 今別町 産業建設課

今別海岸、今別町山崎地区護岸補修及び急傾斜地法面保護工について



【護岸吸出部分】



【既設消波ブロック水没】



【法面崩落箇所】





要 望 項 目	国道 280 号線整備促進について（継続）		
要 望 先	国	国土交通省（道路局）	
	県	県土整備部（道路課）	
	その他		
関 係 法 令	道路法、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律		事業主体 青森県

要 望 事 項 の 内 容
国道 280 号は、津軽半島北部へ通じる海岸道路であり、観光バスなど大型車両の通行のほか、地域住民にとって生活を支える唯一の路線となっています。 2001 年に野田バイパス（外ヶ浜平館）が開通しましたが、今別町砂ヶ森地区から今別バイパスまでの沿岸道路については、非常に狭隘部分が多く、現在も大型車両の通行が困難な箇所も多数あり大変不便をきたしております。また、同区間の道路については一路線のみであり、冬期間は降雪量の増加に伴い一般車両の通行にも支障をきたし、災害時には大きな被害につながる可能性が非常に高い地域となっています。 特に、大泊海岸は海と隣接した路線のため、波により年々浸食され砂浜もなく護岸などに波が直接押し寄せる状況となっています。このため、低気圧や季節風に伴う高波により、小石や木片が道路上に打ち上げられ、通行にも影響を及ぼし安全対策が叫ばれております。 沿岸地域で唯一の道路でもあり、地域住民の安心安全な生活を維持するため、防災対策を含む道路整備については早急に進めていただくよう強く要望します。 1. 国道 280 号の防災対策を含む早急な道路整備

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
○要望活動等	
平成 11 年 12 月	山崎～大泊区間国道 280 号決壊（二日間通行止め）
平成 19 年～20 年	襲月（七曲）災害防除対策 道路拡幅及び防護柵工
平成 22 年 9 月	大雨による七曲土砂災害発生（一部通行止め）
平成 27 年 8 月	東青地域県民局地域整備部 部長要望「大泊海岸の早期整備について」
平成 29 年 4 月	暴風による倒木、道路防護柵破損災害発生（一部通行止め）
平成 29 年 5 月	東青地域県民局地域整備部 部長要望「国道 280 号線の防災対策について」
令和 4 年 8 月	襲月～奥平部区間大雨災害による土砂崩れ発生（通行止め）
	担 当 部 署 名
	今別町 産業建設課

国道 280 号線整備促進について



※高波による交通障害写真



※暴風による倒木被害写真

※令和4年度 8月大雨被害



※落石被害



要 望 項 目	国道 280 号（蓬田～蟹田）バイパス整備促進について（継続）		
要 望 先	国	国土交通省（道路局）	
	県	県土整備部（道路課）	
	その他		
関 係 法 令	道路法	事業主体	青 森 県

要 望 事 項 の 内 容
一般国道 280 号は、青森市から陸奥湾沿いに北上し、津軽半島最北端の外ヶ浜町三厩地区に至る半島循環道路で地域住民の生活路線となっていますが、冬期間は、降雪による交通渋滞が慢性化するなど、日常生活に支障をきたしております。 また、東青地区の観光や、産業経済の振興並びに文化の向上にとって最も重要な路線であり、その機能強化のために整備促進は緊急の課題となっております。 現在、蟹田Ⅱ期工区残工事区間 L=0.78 km については、用地取得が進められておりますが、早期完成を望む声は地元住民の切実なものであります。 青森市と津軽半島地域の連絡機能の向上及び交流の促進を図るため、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。 1. 国道 280 号（蓬田～蟹田）バイパスの建設及び整備促進

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項			
油川 ～ 内真部	L=8.37 km 平成 5 年開通		
内真部 ～ 蓬田	L=10.20 km 平成 14 年開通		
蓬田 ～ 蟹田	バイパスⅠ期工区 L=5.12 km 平成 22 年開通		
蓬田 ～ 蟹田	バイパスⅡ期工区 1 工区 L=0.90 km 平成 29 年開通		
蓬田 ～ 蟹田	バイパスⅡ期工区 2 工区 ・平成 26 年度 道路概略設計 ・平成 27 年度 事業説明会、地形測量、道路予備設計 ・平成 28 年度 路線測量、道路詳細設計 ・平成 29 年度 事業説明会、用地測量、用地買収 ・平成 30 年度 用地買収 ・令和元年度 用地買収、遺跡調査 ・令和 3 年度～ 用地買収、道路新設着手		
<table border="1"> <tr> <td>担 当 部 署 名</td><td>外ヶ浜町 建設課</td></tr> </table>		担 当 部 署 名	外ヶ浜町 建設課
担 当 部 署 名	外ヶ浜町 建設課		

国道280号(蓬田～蟹田)バイパス整備状況



(工事起点)
蓬田村大字瀬辺地

国道280号 蓬田～蟹田バイパス L=6.80km

(工事終点)外ヶ浜町
字蟹田中師宮本

内真部～蓬田バイパス
(平成14年10月供用)

I期工区 L=5.12km (H22.11 開通区間)

II期工区 L=1.68km

L=0.90km (H29.7開通区間) L=0.78km(整備区間)



II期工区 標準横断面図

II期工区 交差点部

1500 3000 3000 3000 1500 2500

II期工区 盛土部

1500 3000 3000 1500 2500

事業概要

- 事業名: 国道280号蓬田～蟹田バイパス
- 事業区間: 東津軽郡蓬田村大字瀬辺地から外ヶ浜町字中師宮本まで
- 事業延長: L=6,800m
- 幅員: [I期工区]車道部:W=9.5m
[II期工区]車道部:W=9.0m、歩道部:W=2.5m(一部両側)
- 縦断勾配: 4.0%以下
- 曲線半径: Rmin=1,500m
- 現況交通量: 5,400台/日

現道の状況



開通済み工区の利用状況



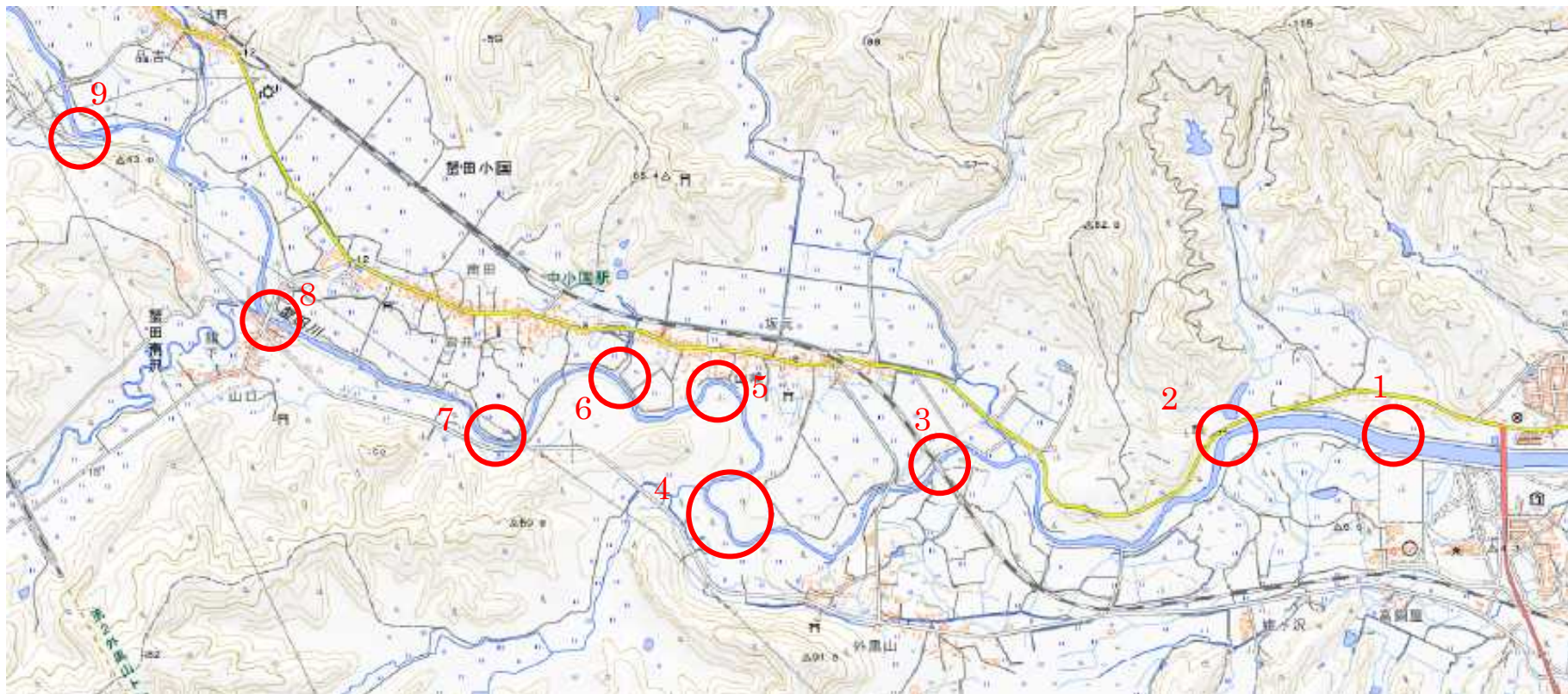
要望項目	蟹田川の河川整備について（継続）		
要望先	国	国土交通省（水管理・国土保全局）	
	県	県土整備部（河川砂防課）	
	その他		
関係法令	河川法	事業主体	青森県

要 望 事 項 の 内 容
蟹田川においては、令和４年８月の大雨の他、過去にも大雨の時は何度も氾濫を繰り返し、農地の冠水や南沢地区で床下浸水する等、災害による被害が多い河川となっております。 令和４年８月の大雨の際は、総合流域防災事業として、伐木除根工、河床掘削工を継続して実施して頂いている効果により、最小限の被害に抑えられたと認識していますので、他箇所についても引き続き、災害防止のため河川断面確保等による適正な維持管理をして頂くよう要望いたします。 １．蟹田川の伐木除根及び河床の掘削

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項
平成２８年度 要望箇所③ 掘削工 平成２９年度 要望箇所⑥ 掘削工 平成３０年度 要望箇所⑧ 掘削工・伐木除根工 令和 元年度 要望箇所⑧ 掘削工・伐木除根工 令和 ２年度 要望箇所⑨ 掘削工 令和 ３年度 要望箇所① 掘削工、伐採除根工 令和 ４年度 要望箇所④ 掘削工、伐採除根工 令和 ５年度 要望箇所①② 掘削工、伐採除根工
担当部署名 外ヶ浜町 建設課

蟹田川の維持管理については以前より定期的に施工していただき、河川の安全は確保されてきました。

しかし、令和4年大雨災害により、再び土砂の堆積が見られ、掘削が必要な状況となっております。よって、下記要望箇所の伐木除根、河床整理等の継続的な維持管理を必要としています。



要望項目	主要地方道今別蟹田線（県道 14 号）小国峠の道路整備について（継続）		
要望先	国		
	県	県土整備部（道路課）	
	その他		
関係法令			事業主体 青森県

要 望 事 項 の 内 容
主要地方道今別蟹田線は、今別町及び外ヶ浜町三厩地区から青森市、五所川原市へ通じる唯一の道路として町民の命を繋ぐ重要な路線になっています。 しかし、当該路線は、急勾配の上にカーブが多く、特に冬季積雪期間は、一部区間で散水消雪施設を整備しているものの、その他の区間で路面凍結や積雪による車両事故が多発しており、地域住民は不安を感じているところです。 北海道新幹線奥津軽いまべつ駅の開業後は、物流・人流・観光・防災を支える最重要路線としての役割が更に増していることから、住民の命を守る、事故のない安全な道路として、平坦化に向けた整備について要望いたします。 1. 主要地方道今別蟹田線（県道 14 号）の平坦化に向けた道路整備について

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項
令和 4 年 1 月 29 日、今別町長と外ヶ浜町長の連名で青森県県土整備部長へ要望書を提出している。 令和 5 年度は、道路課及び関係町村等と連携をとりながら 8/30、12/20、3/19 の 3 回、勉強会を開催した。令和 6 年度は、事故の状況確認や今後の平坦化整備に向けた課題や整備手法、現道の整備後の取扱等について意見交換（事業の検討）を継続していくことを確認した。
担当部署名 外ヶ浜町 建設課

主要地方道今別蟹田線（県道14号）小国峠区間 位置図



要望項目	国道 280 号線（瀬辺地地区急傾斜地）の整備促進について（新規）		
要望先	国	国土交通省（道路局）	
	県	県土整備部（道路課）	
	その他		
関係法令	道路法		事業主体 青森県

要 望 事 項 の 内 容
国道 280 号（津軽半島海岸線）は、北部は外ヶ浜町から、南部は青森市へ通じる海岸道路であり、観光施設へのアクセスや地域住民の生活に重要な役割を果たしている路線となっております。 令和 4 年 8 月 3 日の大雨により、瀬辺地地区の国道 280 号線沿い法面が崩壊し、車両の通行や地域住民の安全な生活にも支障がでたため、この法面の防災対策として、崩壊した法面部の土地の所有権を、瀬辺地自治会から、蓬田村に移転しており、県でも道路防災上の観点からも調査は必要だということで、令和 5 年度に現地踏査を実施していただいております。 令和 6 年度は、県により、地質調査や法面工の設計を実施する予定となっておりますが、津軽半島の外ヶ浜町から青森市を結ぶ海岸道路であり、地域住民の生活を維持するためにも、早期の災害防除等に関わる工事着工に特段の御配慮をいただきたい。 1. 国道 280 号線（瀬辺地地区急傾斜地）の整備促進

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項
令和 4 年 8 月 大雨により法面崩壊 令和 5 年 2 月 蓬田村へ法面部の土地の所有権を移転 令和 5 年 9 月 令和 6 年度県単独道路事業要望
担当部署名 蓬田村 建設課

令和6年度 県単独道路事業 要望写真

要望順位	1	路線名	国道280号線	地内	蓬田村大字瀬辺地
------	---	-----	---------	----	----------



要望項目	令和6年度経営所得安定対策等実施要綱の一部改正に伴う農家への影響について (新規)		
要望先	国	東北農政局 青森県拠点	
	県	農林水産部（農産園芸課）、東青地域県民局地域農林水産部（農業普及振興室）	
	その他		
関係法令	令和6年度経営所得安定対策等実施要綱の一部改正 (令和6年4月1日施行)		事業主体 蓬田村

要 望 事 項 の 内 容
気候変動や市場原理等のリスクを抱えた中での農業経営において、将来を見据えた中長期計画が重要視されることから、国による運用基準等の拙速な変更は、国への不満と不信感を募らせるものであります。 このことから、以下について要望いたします。 1. 農家への直接的な変化がある事柄は、特に時間をかけ周知し、理解を得られるよう体制整備をしていただきたい。 2. 運用基準等、事前整備が充分ではない中で、途中修正ありきの事務の進め方はやめていただきたい。 3. 農地保全のための支援事業を充実していただきたい。

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項
1. 経営所得安定対策等実施要綱の一部改正について（令和6年4月1日施行） 令和6年2月19日東北農政局青森県拠点から、経営所得安定対策等実施要綱の主な改正内容についてのメールが送付された。会計検査院からの処置要求を踏まえた改正であり、内容については現時点案であるため、今後の手続きの中で変更の可能性があるとのことであった。 その後、令和6年4月11日要綱の一部改正について、正式にメールが送付された。内容は、下記2のとおりである。 2. 一部改正による変化 (1) 対象作物の場合、同交付金を申請していない場合であっても基準単収の2分の1に満たない場合は、交付対象外とする規定が追加となっている。 よって、水田活用の直接支払交付金及び畑地化促進事業を対象作物で申請している農家で、対象作物の収量が基準単収の2分の1を上回ることができず、その内容を記載した理由書が国に認められない場合は、交付金の不交付又は交付後であれば返還となる。 (2) 2年連続して理由書が提出された場合、原則として改善指導を行う対象とするとともに、改善指導を受けた内容が実効されていなかった場合に交付対象外とする規定が追加となっている。 よって、同一の交付申請者に対して、2年以上連続して、同一品目において理由書（自然災害によるものを除く。）が提出された場合には、原則として改善指導を行う。 また、改善指導を受けた交付申請者が、次年度以降に収量低下理由書が提出された際、改善指導を受けた内容が実行されていなかった場合にあっては、本交付金の交付金の交付対象とはならない。 (3) 改正を受けての国への確認事項として、令和6年4月11日に照会した内容について ※令和6年6月12日現在未回答 「令和5年度畑地化促進事業のその他作物（そば）の該当者で、令和5年度から令和9年度までの間に、1度でも収量が基準単収の2分の1を上回れず、その内容を記載した理由書が国に認められない場合は、令和5年度に交付された畑地化促進事業の交付金を全額返還しなければならないか」 3. 要綱の一部改正による影響について 要綱の一部改正の4月施行を受け、村では急遽、令和6年4月30日に緊急農家説明会を開催し、対象農家

へ概要の周知を行った。

説明の中で、地域への影響については以下のとおりである。

- (1) 令和6年度畑地化促進事業の要望を取り下げする農家は、「畑地化促進事業の要望取り下げ書」を村産業振興課に提出した。

※数値は令和6年6月12日現在

ア. 令和6年度畑地化促進事業の要望者43名中14名、その他作物（そば）要望面積53.9haの内23.2haが要望を取り下げた。

イ. 取り下げた農家の内、2名が離農し、13.1haが「そば」から「自己保全管理」に変更となった。

- (2) 水田活用の直接支払交付金及び畑地化促進事業は、従来年内に交付金を農家に交付をしていたが、収量確定後の翌年1月から3月末（年度内）交付に変更となる可能性が高い。

ア. そばの収量報告（青森農業協同組合から）は、翌年1月以降となる。

イ. 年度内交付に変更した場合、農協の購買（肥料及び農薬等）代金及びトラクター等機械関係のローン等の支払が遅れるため、延滞金等が発生し、農家に多大な影響がでる。

ウ. 税務申告において、収入と支出が同年に申告できない。また、過年度分の交付金が返還となった場合、修正申告で税金の還付を受けられるのか不明である。

4. 蓬田村での今後の方針について

現在のそば栽培は、農地保全の意味合いも含んだものとして定着してきたが、気候の影響を受けやすく単価も安いと、国による交付金に頼った度合いが強い。また、本来の収穫から所得を得るといふ農家の意識が薄れてきたことにより、利益を出すのが難しく、更に物価高騰等の影響もそば栽培農家に追い打ちをかけている。

そばを作付けした農地を水田に戻す農家は少なく、耕作できない農地（耕作放棄地）の増加が危惧されていることから、そば以外に安定した収益が期待できる新たな作物がないか、引き続き関係機関と協議していく必要がある。

これからの農業経営について、地域農事振興組合を中心に農家自身が意見を出し合い、魅力ある産業として次世代に引き継ぐ「儲かる農業」の実現を目指し、村農業の収益性を高めるため、構造改革を進めることが重要と考える。

担当部署名

蓬田村 産業振興課

要望項目	玉松海水浴場に大量に漂着するアマモの除去について（新規）		
要望先	国		
	県	東青地域県民局地域整備部（河川砂防施設課）	
	その他		
関係法令			事業主体 蓬田村

要望事項の内容
当村では、玉松海水浴場に漂着したアマモ等の海藻類については、一般廃棄物として処理できないため、そのまま海岸に数年に渡り埋設しております。 しかし、埋設場所が限られていることから、今後、埋設できなく可能性があるため、海岸管理者である県に除去をお願いします。 1. 海岸管理者である県が、当村の観光名所である玉松海水浴場及び海岸全体の海岸漂着物について調査し、周辺に悪影響が考えられる場合は、漂着物の除去をしていただきたい。 2. 海岸保全のための支援事業を充実していただきたい。

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項		
○蓬田村の現状について 当村では、春から夏にかけて吹く偏東風（やませ）の影響により、海岸に大量のアマモが漂着することが多々ある。そのアマモは暑い日が続くと悪臭を放ち、周辺の住宅に以下の影響を及ぼしている。 1. 健康への影響 悪臭が強い場合、住民の健康に悪影響を与える可能性がある。特に、悪臭が継続的に漂う場合、住民の呼吸器系やアレルギー反応に影響を与える可能性がある。 2. 生活の品質の低下 悪臭が周囲に広がることで、住民の生活の品質が低下する可能性がある。悪臭が強い場合、窓を開けることができず、室内の換気が困難になるため、不快な環境で過ごすことになる。 3. 不動産価値の低下 悪臭が周囲に広がることで、周辺住宅の不動産価値が低下する可能性がある。悪臭のある場所に住みたくないという理由で、不動産の需要が減少し、それに伴い価格が下落することが考えられる。 4. 社会的関係の悪化 悪臭を放置することで、住民からの不満が生じ、住民と行政との関係が悪化する。 以上のような影響から、悪臭が周辺住宅に与える影響は重大であり、早急な対策が必要とされる。		
	担 当 部 署 名	蓬田村 産業振興課、健康福祉課、建設課

要 望 項 目	四戸橋川河川護岸施設の整備について（新規）		
要 望 先	国	国土交通省（水管理・国土保全局）	
	県	県土整備部（河川砂防課）	
	その他		
関 係 法 令	河川法	事業主体	青森県

要 望 事 項 の 内 容
四戸橋川においては、令和4年8月の大雨の影響により、中沢駅から国道280号バイパスまでの区間で、自然護岸が崩落している箇所があります。 令和6年4月に県へ要望し、現場を確認していただいておりますが、今後の大雨等により、さらに浸食が進み道路の崩壊や農業施設にも重大な影響を与える可能性も大きく、被害が拡大する恐れもあるため、災害防止のための護岸施設等の整備について特段の御配慮をいただきたい。 1. 四戸橋川河川護岸施設の整備について

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項
令和4年8月 大雨により自然護岸崩落 令和6年4月 県へ要望
担 当 部 署 名 蓬田村 建設課

(《清史稿》 卷233 禮儀一 第253、247頁轉)。

蓬田村全図

陸
奧
瀧

要望箇所

[illegible]

蓮田村役所

1 : 50,000 (1km=2cm)



北海道地図株式会社青森営業所
電話 (0172) 77-9191

状況写真①

要望順位		河川名	四戸橋川
------	--	-----	------



状況写真②

要望順位		河川名	四戸橋川
------	--	-----	------



要望項目	たままつ海岸の浚渫について（新規）		
要望先	国		
	県	県土整備部（河川砂防課）	
	その他		
関係法令			事業主体 青森県

要 望 事 項 の 内 容
蓬田海岸はＣＣＺ整備事業で離岸堤、階段式堤防やたままつ海の情報館が整備され、夏は海水浴や玉松海まつりが開かれており、現在、青森県が管理を行っております。 しかし、トンボロ現象により離岸堤と階段式堤防が砂で繋がり、そこに、海草や漂着物が流れ着いて堆積し悪臭を発生させ住民生活へ多大な影響を及ぼしております。 そこで、東青地域県民局地域整備部に海岸清掃実施届けを提出して、村が毎年海草などの撤去を行っておりますが、抜本的な解決には至っておりません。 つきましては、次の事項について特段の御配慮をお願いいたします。 1. たままつ海岸の浚渫

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項			
平成12年8月	蓬田海岸ＣＣＺ竣工		
平成27年7月	たままつ海岸清掃	256千円	
平成28年7月	たままつ海岸清掃	244千円	
平成29年7月	たままつ海岸清掃	275千円	
平成30年7月	たままつ海岸清掃	332千円	
令和 元年7月	たままつ海岸清掃	577千円	
令和 2年7月	たままつ海岸清掃	766千円	
令和 3年7月	たままつ海岸清掃	725千円	
令和 4年7月	たままつ海岸清掃	1, 147千円	
令和 5年7月	たままつ海岸清掃	609千円	
担当部署名		蓬田村 建設課	



要望箇所 $S \approx 1,000\text{m}^2$

離岸堤 $L = 300\text{m}$



要望項目	たままつ海の情報館及び周辺施設の利活用及び設備の老朽化について（新規）		
要望先	国		
	県	県土整備部（河川砂防課）	
	その他		
関係法令			事業主体 青森県

要望事項の内容
本村玉松台を含む周辺一帯地域は、村の伝統文化と観光の中心的位置を占めており、この地域を観光施設として整備することによって村の活性化を推進することは、長年の目標としてきたところであります。 CCZ事業により平成12年頃に完成した当時は、浜辺のレクリエーションの場として恵まれた環境にあったが、平成27年の国道280号線バイパスの外ヶ浜町への開通による交通の流れの変化に伴い、玉松海岸の観光施設としての立地条件が変わり、入込客数の確保について苦慮しているところであります。 以前にたままつ海の情報館の利活用について要望した際は、CCZ事業により離岸堤を含め一体的に整備されたものであるため、情報館のみ切り離して管理を移管することはできないとのことであり、現在の「管理運営に関する協定」を見直すことで今後の利活用の自由度を上げる案が示され、活用イメージの要望を村から県へ伝えることとなっております。 また、新たな利活用に伴う問題点の一つとして、施設の老朽化の問題があり、空調設備やウッドテラスは特に老朽化が目立つため、改修や撤去も含めて検討の必要があります。次に、CCZ事業により一体を整備したところではありますが、「管理運営に関する協定」を締結しているのは情報館のみであり、周辺施設（東屋やテーブル・ベンチ等）は協定内に含まれておらず、現在は村で管理を行っています。しかし、実際に管理すべき境界が曖昧であり、老朽化も進んでいることから、大規模な改修・修繕に向けてこれらについても協定を締結するなど管理体制を明確にする必要があります。 つきましては、次の事項について検討していただきたく要望します。 1. たままつ海の情報館の利活用案について (1) 観光案内所の設置 (2) フリーマーケット会場としての利用 (3) 村出身・在住の作家や芸術家の作品展示 (4) クーリングシェルターとして利用（空調設備の改修が必要） 2. 現在の館内にある展示スペースの今後を考えた整備について 3. 周辺施設を含めた協定の締結について

現在までの主な経緯・参考事項
たままつ海の情報館 平成12年 完成 平成15年 管理運営に関する協定締結（県⇄村）
担当部署名 蓬田村 産業振興課

たまつ海の情報館老朽化の状況

○空調設備

・室外機のファンのカバーの土台が腐食して外れてしまっている状態



・底面が腐食しはがれ落ちている状態



○2階テラス

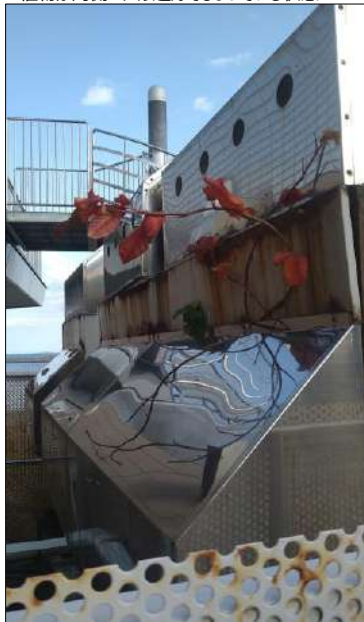
・所々に激しく腐食している板がある状態



・ステンレス部分以外は腐食が激しい



・植物が内側へ入り込んでしまっている状態



・ステンレス部分以外は腐食が激しい



・所々に激しく腐食している板がある状態



要 望 項 目	鳥獣被害防止対策の推進について（新規）			
要 望 先	国	農林水産省（農村環境課）		
	県	環境エネルギー部（自然保護課）、農林水産部（農産園芸課）		
	その他			
関 係 法 令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、銃刀法		事業主体	蓬田村

要 望 事 項 の 内 容	
村単独での被害防止対策を 10 数年間実施してきましたが、専門的知識も少なく、技術や人員配置等に限界があります。また、有害鳥獣もニホンザル以外にかなりの種類（ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ）が増加しており、近年は、有害鳥獣の出没域が住宅地付近まで確認されていることから、いつ住民に危害を加えてもおかしくない状況となっています。 しかし、猟友会の従事者の減少と高齢化等により、駆除する頭数は年々減少しており、個体数の増加に歯止めがきかない状況となっています。 有害鳥獣被害は、地域ごとの状況や野生動物の生態によって異なるため、県内市町村の被害対策情報の提供と、青森県全体で有害鳥獣の個体数の把握や追払い等の被害防止対策を行う必要があると考えます。 住民の生命・財産を確実に守るため、次の事項について特段の配慮をお願いいたします。 1. 県全体での有害鳥獣被害防止対策の実施 2. 住宅街周辺や鳥獣保護区域における、有害鳥獣被害防止対策に係る関係法令の整備 3. その他の支援事業の充実	

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項			
当村におけるニホンザル等の有害鳥獣による農産物の被害は、鳥獣の個体数の増加や地域の過疎化、農業者等の高齢化等の問題と相まって年々拡大している。また、近年では住宅地付近での出没が増加しており、地域住民の生活を脅かすものとなってきている。 当村では、箱わなを活用した有害鳥獣の捕獲や発信器を活用した実施隊員による追払い、鳥獣撃退装置の設置、広報誌を活用した有害鳥獣対策の周知に取り組んでいる。			
各年度ごとのニホンザル捕獲頭数			
年度	箱わなによる捕獲頭数		猟友会による駆除頭数
		うち発信器装着頭数	
令和 元 年度	4	1	3
令和 2 年度	5	0	0
令和 3 年度	8	1	0
令和 4 年度	4	2	2
令和 5 年度	4	2	0
担 当 部 署 名		蓬田村 産業振興課	